

# 令和4年度 北海道地方競馬番組編成要領

## 第1 趣 旨

「北海道地方競馬実施条例」（昭和52年北海道条例第30号）及び「北海道地方競馬実施条例施行規則」（昭和52年北海道規則第64号。以下「規則」という。）に基づき、令和4年度（令和4年4月13日から令和4年11月10日の間）において北海道が行う地方競馬（以下「ホッカイドウ競馬」という。）の番組の作成についてはこの要領の定めるところによる。

## 第2 定 義

- 1 「未出走馬」とは、競走経験のない馬をいう。
- 2 「経歴馬」とは、以下の馬をいう。
  - ア 令和3年度以前における最終出走がホッカイドウ競馬の馬。ただし、交流競走等で出走した他地区所属馬を除く。
  - イ 本年度、初出走以降継続してホッカイドウ競馬で出走している上記1の馬。ただし、日本中央競馬会に登録のあった4歳以上馬を除く。
- なお、上記アのうち、初出走以降継続してホッカイドウ競馬で出走している馬および上記イの馬は「限定経歴馬」という。
- 3 「再転入馬」とは、ホッカイドウ競馬所属馬が令和3年度ホッカイドウ競馬出走以降、他地区へ転出し、令和4年4月12日まで他の主催者の実施する競走に出走した馬をいう。
- 4 「転入馬」とは、未出走馬、経歴馬及び再転入馬以外の馬をいう。
- 5 「収得賞金」とは、競走において収得した本賞金(第1着から第5着まで)の合計額をいう。
- 6 「番組賞金」とは、要領第7の規定による賞金をいう。
- 7 「馬の年齢」とは、その馬が出生した年を0歳とし、出生年の1月1日から起算した年齢をいう。
- 8 「委員長」とは、規則第4条第1項に定めるものをいう。
- 9 「南半球産馬」とは、7月1日から12月31日までに南半球で出生した馬をいう。

## 第3 出走申込馬の資格

規則第25条の規定に基づく出走の申し込みができる馬は、次の1、2及び3の要件を満たすものとする。

なお、転入馬にあっては、前各号に掲げるもののほか、4に掲げる基準に適合する馬とする。

- 1 地方競馬全国協会の競走馬登録を受けた軽種の馬
- 2 輸入前に外国の競走に出走したことのない3歳以上の外国産馬及び交流競走等に出走する他地区所属の外国産馬
- 3 満2歳以上満10歳以下の馬及び満10歳を超える馬で日本国内の平地競走で出走経験のある馬
- 4 転入馬

出走停止処分を受けたことのない馬。ただし、次のいずれかに該当する馬はこの限りでない。

- ア 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬
- イ 障害競走の飛越により出走停止処分を受けた馬
- ウ 発走調教不十分、競走調教不十分、能力支障、又は健康支障により出走停止処分を受け、出走停止処分後平地競走で2回以上出走した馬
- エ 発走調教不十分により出走停止処分を受け、その後、直近の競走から2走以内において発走調教不十分（再検査等）により処分を受けていない馬

## 第4 出走の拒否

次のいずれかに該当する馬は、出走を拒否する。

- 1 瘤疾の程度の重い馬
- 2 両眼の失明馬
 

1 眼の失明馬については出走を拒否する。ただし委員長が認めた場合この限りでない。
- 3 令和4年度北海道地方競馬馬検査実施要領に基づく馬検査に合格しなかった馬
- 4 内因性の鼻出血を発症し、出走制限期間（20日間、発症初回競走実施日から6ヶ月以内の再発症30日間、再発症から6ヶ月以内の再々発症60日間）を経過していない馬
- 5 番組から除外されている馬
- 6 賞金返還に応じなかったため、出走を拒否されている馬主の所有する馬
- 7 禁止薬物のアナボリックステロイド〔キンボロン、スタノゾロール、テストステロン、トレノボロン、ナンドロロン、フラザボール、フルオキシメステロン、ボルジオン、ボルデノン、 $17\alpha$ -メチルステロイド類及びメテノロン並びにこれらのいずれかを含有する物（遊離する物を含む）〕が検出された馬
 

ただし、自己の負担と責任において「公益財団法人競走馬理化学研究所」による検査を受け、当該薬物が体内に残留していないことが証明された馬はこの限りでない。
- 8 その他委員長が競走の公正確保上好ましくないと認めた馬

## 第5 格付区分

格付区分は、次のとおりとする。

1	2歳					(番組賞金 : 単位万円)
		1	2	3	新馬	
		100超	100以下	40以下	未勝利	
2	3歳条件					
		1	2	3	4	未勝利
		200超	200以下	150以下	100以下	
3	一般馬					
		A級				B級
		1	2	3	4	1
		800超	800以下	600以下	500以下	400以下
						350以下
						300以下
						250以下
		C級				
		1	2	3	4	
		200以下	160以下	120以下	80以下	

## 第6 格付基準

馬の年齢及び番組賞金額によりそれぞれ次のとおり格付けする。

- 1 2歳
 

2歳馬とする。
- 2 3歳条件
  - ア 3歳の経歴馬（再転入馬含む）
  - イ 3歳の未出走馬
  - ウ 3歳の転入馬（過去に日本中央競馬会で登録をしていない馬、または、過去に日本中央競馬会で登録し、未受賞の馬）

ただし、3歳条件馬の番組賞金が下表に該当した場合は一般馬へ格付けする。

第1回門別競馬終了時	第2回門別競馬終了時	第3回門別競馬終了時	第4回門別競馬終了後
300万円を超える馬	200万円を超える馬	150万円を超える馬	全馬

3 一般馬

上記2を除く3歳以上の馬とし、要領第7により算定される番組賞金により格付けする。

4 転入馬の格付及び未出走馬の格付

要領第7により算定される番組賞金により当初格付けする。ただし、過去に日本中央競馬会に登録のあった3歳以上馬（3歳未出走馬は除く）は、要領第7により算定される番組賞金に250千円を算入し当初格付（3歳の未勝利馬については上限1,600千円）するものとする。

また、2歳未勝利馬の当初格付については、取得賞金及び番組賞金を0として取り扱う。

**第7 番組賞金**

番組賞金は、当初格付番組賞金（表1のアからウ）に本年度ホッカイドウ競馬において得られる番組賞金（表2及び表3）を加えて得た合計額とする。なお、他主催者の実施する競走によって得られる取得賞金がある場合は、下表A及びBによって算定された賞金を算入するものとする。（千円未満は切捨て）

なお、着順確定後に失格及び着順変更があっても番組賞金は変更しないものとする。

表A ホッカイドウ競馬開催期間外に他の競馬に出走した経歴馬及び再転入馬

競 走	加 算 率
ダートグレード競走	
J R A主催平地競走	40% (2歳は15%)
地方主催交流競走（全国交流）	
海外の競走	
その他の競走	0%

表B 転入馬及び再転入馬

所属	競 走	加 算 率
J R A 在 籍 時	J R A主催平地競走	
	ダートグレード競走	40%
	海外の競走	0%
	障害競走	
	大井・川崎・船橋・浦和主催競走 (ダートグレード競走は除く)	60%
	兵庫主催競走 (ダートグレード競走は除く)	80%
地 方 在 籍 時	その他の競走	100%
	大井・川崎・船橋・浦和主催競走 (ダートグレード競走は除く)	60%
	兵庫主催競走 (ダートグレード競走は除く)	80%
	J R A主催競走 ダートグレード競走	40%
	海外の競走	
	その他の競走	100%

表1 当初格付番組賞金

ア 経歴馬

区分	当初格付される番組賞金
2歳	—
3歳	2歳番組賞金+表Aの算定賞金
4～5歳	前年度最終番組賞金×0.8+表Aの算定賞金
6歳	前年度最終番組賞金×0.7+表Aの算定賞金
7歳以上	前年度最終番組賞金×0.6+表Aの算定賞金

イ 再転入馬

区分	当初格付される番組賞金
3歳	転出時番組賞金 + ①
4～5歳	(転出時番組賞金 + ②) × 0.8 + ③
6歳	(転出時番組賞金 + ②) × 0.7 + ③
7歳以上	(転出時番組賞金 + ②) × 0.6 + ③

①	表Bの算定賞金（転出後から令和3年11月4日まで） +表Aの算定賞金（令和3年11月5日から令和4年4月12日まで）
②	表Bの算定賞金（転出後から令和3年11月4日まで） +表Aの算定賞金（令和3年11月5日から令和3年12月31日まで）
③	表Aの算定賞金（令和4年1月1日から令和4年4月12日まで）

ウ 転入馬

区分	当初格付される番組賞金
2歳	表Bの算定賞金 × 0.4
3～5歳	表Bの算定賞金（2歳時）×0.4+表Bの算定賞金（3歳以降）×0.8
6歳	表Bの算定賞金（2歳時）×0.4+表Bの算定賞金（3歳以降）×0.7
7歳	表Bの算定賞金（2歳時）×0.4+表Bの算定賞金（3歳以降）×0.6
8歳	表Bの算定賞金（2歳時）×0.4+表Bの算定賞金（3歳以降）×0.5
9歳以上	表Bの算定賞金 × 0.4

表2 本年度ホッカイドウ競馬において得られる番組賞金

	ダートグレード競走 1～5着賞金の15%		フレッシュ チャレンジ 競走 ※1	アタック チャレンジ 競走 ※2	新馬・3組 ※3	未勝利 ※4	全額
2歳	J R A上級認定競走 1～5着賞金の40%	1着馬	700千円	500千円	300千円	150千円	
		2着馬	100千円	50千円	24千円	20千円	
		3着馬	75千円	38千円	18千円	15千円	
3歳	特別競走※5 1～5着賞金の70%	4着馬	50千円	25千円	12千円	10千円	
		5着馬	25千円	12千円	6千円	5千円	
		重賞 (H 1)	重賞 (H 2)	準重賞	1～3組・ J R A交流競走	4組・未勝利 ※6	
3歳以上	ダートグレード 競走 1～5着賞金の 40%	1着馬	6,000千円	3,000千円	1,500千円	1～5着賞金の70%	1着賞金の70%
		2着馬	1,680千円	840千円	420千円		加算しない
		3着馬	1,260千円	630千円	315千円		
		4着馬	840千円	420千円	210千円		
		5着馬	420千円	210千円	105千円		
3歳以上	ダートグレード 競走 1～5着賞金の 40%	重賞 (H 1)	重賞 (H 2)	重賞 (H 3)	準重賞	その他 の競走	全額
		1着馬	8,000千円	4,000千円	2,400千円	2,000千円	
		2着馬	2,240千円	1,120千円	672千円	560千円	
		3着馬	1,680千円	840千円	504千円	420千円	
		4着馬	1,120千円	560千円	336千円	280千円	
		5着馬	560千円	280千円	168千円	140千円	

※1 フレッシュチャレンジ競走にはスーパーフレッシュチャレンジ競走を含む。

※2 アタックチャレンジ競走で1着になった場合については、上記より得られる番組賞金にそれ以前に得られた番組賞金の100千円を上限として加えた合計額を算入する。

また、1着馬以外で、算入後の番組賞金が400千円を超える場合400千円とする。

※3 2歳3組競走で1着になった場合の番組賞金については、上記より得られる番組賞金にそれ以前に得られた番組賞金の200千円を上限として加えた合計額を算入する。

また、1着馬以外で、算入後の番組賞金が400千円を超える場合400千円とする。

※4 2歳未勝利競走で、算入後の番組賞金が400千円を超える場合400千円とする。

※5 1着賞金が1,000千円以上の競走をいう。

※6 3歳条件未勝利競走で転入馬以外が出走し、算入後の番組賞金が300千円を超える場合300千円とする。

※7 同着となった場合は、その着順から同着になった馬の頭数に相当する番組賞金の総額を同着馬の頭数に等分してそれぞれ番組賞金として算入する。(1千円未満は切捨て)

表3 本年度他主催者の交流競走等において得られる番組賞金（※海外の競走を含む）

区分	加 算 率
2歳	1～5着賞金の15%（認定競走は40%）
3歳以上	1～5着賞金の40%

## 第8 負担重量

負担重量の種類は、次のとおりとする。

- 定 量 馬の年齢又は性によって定める重量

2歳		3歳以上	
門別11回まで 4月13日から 9月15日まで	門別12回以降 9月20日から 11月10日まで	全期間	
54kg	55kg 牝1kg減	56kg 牝2kg減	

※ 南半球産馬については上記重量から次の重量を減量する (単位: kg)

距離	馬の年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1,000m以上 1,600m以下	2歳				3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	1	1
	4歳	1	1	1					
1,600m超 2,200m未満	2歳				3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1				
2,200m以上	3歳	3	3	3	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1			

- ハンデキャップにより定める重量

- 別定重量 その都度競馬番組で定める。

## 第9 騎乗の制限及び減量騎手

- 騎手の1日に連続騎乗できる騎乗数は原則として8騎乗を限度とする。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 騎乗を変更した騎手の翌日の騎乗を認めない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 重賞競走に騎乗する騎手は10勝以上していかなければならない。
- 最初の免許取得から通算5年未満の騎手及び女性騎手(日本中央競馬会及び地方競馬全国協会から免許の交付を受けている地方他地区所属の騎手を含む)は、勝利数に応じ下表のとおり減量する。

ただし、次の競走は除く。

- 重賞競走
- ハンデキャップ競走
- オープン競走及び各年齢区分における最上位格付け競走
- その他競馬番組等で指定する競走

	騎手免許取得後5年未満の騎手			騎手免許取得後 5年以上または 101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝～50勝	51勝～100勝	
男性騎手	▲3kg減量	△2kg減量	☆1kg減量	
女性騎手	★4kg減量		▲3kg減量	◇2kg減量

- 前項における勝利数は、当該騎手が次の競走において、最初に免許を取得した日以降、当該競走の出走投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- 地方競馬の競走
- 中央競馬の競走

なお、日本中央競馬会所属騎手については、同会競馬施行規程に基づき当該競走の騎乗申込

締切日（補欠繰り上がり締切日）の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- 6 最初の免許取得から3年を経過した騎手は、申請により減量（女性騎手は2kgを上限とする）を解除できる。

ただし、北海道所属騎手に限る。なお、減量解除後の再適用は認めない。

## 第10 出走投票及び出走の制限

- 1 出走した日から起算して5日を経過しなければ、出走できないものとする。
- 2 出走投票の結果、1競走の出走頭数が7頭以下の場合は当該競走を取り止める。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 競走路距離出走制限頭数

重賞競走、準重賞競走、特別競走及び普通競走の出走制限頭数は、下表のとおりとする。

重 賞		準重 賞		特 別		普 通	
距 離	頭 数	距 離	頭 数	距 離	頭 数	距 離	頭 数
m	頭	m	頭	m	頭	m	頭
1,000	14	1,000	12	1,000	12	1,000	12
1,100	12	1,100	12	1,100	12	1,100	12
1,200	16	1,200	12	1,200	12	1,200	12
1,500	12	1,500	12	1,500	12	1,500	12
1,600	14	1,600	12	1,600	12	1,600	12
1,700	12	1,700	12	1,700	12	1,700	12
1,800	14	1,800	12	1,800	12	1,800	12
2,000	16	2,000	12	2,000	12	2,000	12
2,600	14	2,600	12	2,600	12	2,600	12

※① 都合により距離及び頭数は変更することがある。

② JRA交流競走等は別に発表する。

- 4 前項に定める頭数を超えて出走投票があった場合は、次により出走馬を決定する。

なお、この方法によっても順位を決定し難い場合は抽選により決定する。

- (1) 一般馬競走、3歳条件競走（未勝利競走を除く）、2歳競走（(5)を除く）  
以下の順序により決定する。
  - ア 当該競走の条件馬（当該開催初出走馬）
  - イ 前開催時に編成された条件において抽選漏れまたは不成立により、その開催中に出走できなかつた当該開催初出走馬（前開催2走目で抽選漏れ及び不成立となった馬は除く）
  - ウ 当該開催に編成された条件において抽選漏れまたは不成立になった当該開催初出走馬
  - エ (3)の馬
  - オ (4)の馬
- (2) 3歳条件未勝利競走  
ア 前開催時に抽選漏れまたは不成立により、その開催中に出走できなかつた当該開催初出走馬の番組賞金順（前開催2走目で抽選漏れ及び不成立となった馬は除く）  
イ 当該開催に抽選漏れまたは不成立になった当該開催初出走馬の番組賞金順  
ウ 未出走馬および本年度ホッカイドウ競馬において初出走の経歴馬の番組賞金順  
エ 上記ア～ウを除く当該開催初出走馬の番組賞金順  
オ 当該開催2走目の馬の番組賞金順
- (3) 格上条件に出走投票した当該開催初出走馬  
番組賞金順とする。
- (4) 当該開催2走目の馬  
(一般馬競走、3歳条件競走（未勝利競走を除く）、2歳競走（(5)を除く）)  
ア 前走入着の自己条件馬  
イ 番組賞金順とする

- (5) 重賞競走、JRA認定競走、2歳未勝利及び番組が指定する競走  
別に定めるものとする。
- 5 出走取消又は競走除外された馬は、出走予定日から起算して5日を経過しなければ出走できないものとする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 6 競走の結果認めるべき事由がないのに当該競走の5着馬のタイムより4秒を超えて入線した場合は、次開催の出走を認めない。  
ただし、次の場合は除く。
  - (1) 重賞競走・JRA交流競走及びその他競馬番組で指定する競走
  - (2) 1,500m以上の競走に出走する当該開催初出走馬
  - (3) 令和4年度ホッカイドウ競馬初出走馬
  - (4) 委員長が特に認めて他の主催者の実施する交流競走等に出走する場合
- 7 出走停止を受けた馬は停止期間を満了し、かつ馬検査（再検査）に合格後でなければ出走投票できない。
- 8 再検査指示を受けた馬は馬検査（再検査）に合格後でなければ出走投票できない。
- 9 出走制限を受けた馬は制限期間が満了するまで出走できない。
- 10 馬主と調教師間で文書により締結された預託契約書写などが委員長に提出されていない馬は出走投票できないものとする。

## **第11 競走の分割及び併合**

委員長は出走投票の結果、特に必要があると認めたときは競走を分割又は併合することがある。

## **第12 その他**

- (1) 日本中央競馬会が認定する地方競馬の競走（JRA認定競走）は、競馬番組表に表示する。
- (2) この要領は都合により変更することがある。
- (3) この要領で定めるもののほか競馬の開催に必要な事項は委員長が別に定める。